

神戸市立青少年育成センター専門指導員配置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市適応指導教室「くすのき教室」(以下「くすのき教室」という)に通級する児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう支援するための専門指導員配置に関し必要な事項を定める。

(職務)

第2条 専門指導員は「くすのき教室」に通級する児童生徒とその保護者に対し学習指導及び生活指導等について、専門的立場から指導に当たる。

(採用)

第3条 神戸市教育委員会は、専門指導員になることを希望する者の中から、以下の条件を満たす者を面接選考により採用する。

- (1) 教員として勤務経験があり、学校現場での指導経験豊富な校長経験者等
- (2) 不登校児童生徒の学校復帰等に意欲と情熱を有する者

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は平成20年4月1日から実施する。

この要綱は令和 2年4月1日から実施する。